

表 「独占協定禁止規定」の現行規定と改正草案意見募集稿の対照表

現行規定	改正草案
<p>第 17 条 事業者と取引相手が合意に達し、事業者が合意に参加した事業者の関連市場における市場占有率が市場監督管理総局の規定する基準を下回り、かつ市場監督管理総局が規定するその他の条件に合致していることを証明できる場合、これを禁止しない。</p>	<p>第17条</p> <p>事業者が「独占禁止法」第18条第1項、第2項に規定された協定に関して第3項が適用されると主張した場合、関連市場における市場占有率が5%を下回ることを証明し、かつ以下の要件に合致しなければならない。</p> <p>(1) 取引相手の関連市場における市場占有率が5%を下回る。</p> <p>(2) 事業者と取引相手の関連市場における年間売上高がいずれも1億円を超えない。</p> <p>事業者が「独占禁止法」第18条第1項第3号に規定された協定に関して第3項が適用されると主張した場合、前項にて規定する市場占有率は15%、売上高は3億円を適用する。</p> <p>取引相手が複数である場合、同一の関連市場における市場占有率、売上高を合計で計算する。</p> <p>競争制限・排除効果を持つかその可能性があることを証明する証拠を有する協定には本条の規定を適用しない。</p> <p>国務院独占禁止法執行機関が特定の業界、分野または特定の協定が「独占禁止法」第18条第3項を適用することについて別途規定がある場合、その規定に従う。</p>
<p>新規</p>	<p>第18条</p> <p>事業者が調査された協定が本規定第17条で定められた市場占有率および要件に合致することを証明する場合、独占禁止法執行機関に書面申請および以下の資料を提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業者と取引相手の協定の合意、実施に関する状況。</p> <p>(2) 事業者と取引相手の株式所有構造および支配関係、関連市場における経営状況。</p> <p>(3) 事業者と取引相手の協定期間中の年間市場占有率、年間売上高とその算出根拠。</p> <p>(4) その他の事業者が本規定第17条に定める市場占有率および要件に合致していることを証明できる資料。</p> <p>独占禁止法執行機関は事業者が提出した資料を確認した後、協定が本規定第17条に合致していると判断した場合、立件されていない案件に対して立件せず調査を行わない。立件された案件に対しては調査を終了させる。</p> <p>独占禁止法執行機関が前項の立件をしなかった場合または調査終了の決定を下した場合、事業者が提供した不実、完全ではない情報に基づいたもの、または根拠となる事実に変化が生じた場合、法に基づき調査を行うこととする。</p>

(出所) 中国国家市場監督管理総局「独占協定禁止規定(改正草案意見募集稿)」を基にジェトロ作成